

2022年11月29日に開催された2022年度第5回理事会（臨時）の概要をお知らせします。

<決議事項>

●会長候補者選定委員会の設置および委員の選任について

本年10月13日に開催されました2022年度第4回理事会（定例）で、「役員選定規程」が新設されました。2023年理事改選のプロセスがこれまでと大きく変更となり、まず、理事候補者選定の前段階として、次期会長候補者（理事）1名の選定を行うにあたり、会長候補者選定委員会の設置および委員7名の選任が行われた。なお、評議員（加盟団体所属）2名、理事（外部有識者）2名、監事1名、事務局長1名、外部委員1名については、各属性より推薦された。

●役員候補者推薦書類の確認について

これまで理事会や評議員選定委員会から指摘されている点について、書式の改善を図ったものである。

なお、各種書類はコンプライアンス委員会にもお力添えいただいている三好総合法律事務所の三好弁護士、藪之内弁護士に見ていただき、その上でコンプライアンス委員会での確認を経て今回の提案に至っている。

①役員候補者推薦様式の追加項目

- ・前回、理事会で定年に関する規程で改定された箇所および役員選定規程の新設に合わせた更新（年齢確認の基準日変更、外部有識者該当確認の追加）
- ・提出書類が増えることに備えた、書類チェック欄の追加
- ・理事使用のスキルマトリクスを基にした、スキル・所属確認欄の追加

②役員等推薦時における誓約書および兼職届の導入

[誓約書]

全国公益法人協会が使用を勧めている書式として、基本的には全国公益法人協会のテンプレートを引用し、JVAとして必要な以下の内容を追記した。

- ・利益相反確認書の提出を依頼する項目を追加
- ・利益相反確認時にJVA取引先を提示するため、JVAから知り得る情報の取り扱いについて、漏えい等しない旨の誓約を追加
- ・選定においてご提出いただく個人情報の取り扱いについて追加

[兼職届]

誓約書と同様に全国公益法人協会が使用を勧めている書式テンプレートを引用しているが、JVAとして必要な以下の内容を追記した。

- ・「法人」に、法人格を有さない団体も含める旨を追加

③利益相反ポリシー・利益相反規程の改定および選定における利益相反確認書の導入

「役員等選定における利益相反確認書」の導入に際して、「利益相反ポリシー及び利益相反規程」を改めて確認した。確認書の提出が追加されることに伴う追記と、公益認定法との差異などが確認された部分の修正を提案する。

[利益相反ポリシー（改定箇所抜粋）]

- ・公益認定法第5条3号、施行令第1条各号にある「特別の利益を与えてはならない者」にあわせて対象を修正

[利益相反規程（改定箇所抜粋）]

- ・ポリシーと同様に、公益認定法第5条3号、施行令第1条各号にある「特別の利益を与えてはならない者」にあわせて対象を修正
- ・役員等選定における利益相反確認書を導入するため、当該書類を推薦時に提出いただくことを追加
- ・推薦締切後は、コンプライアンス委員会で利益相反の確認が行われることを明記
- ・公益認定法に基づき、「特別の利益の供与の禁止」を条として追加

[利益相反確認書（新規）]

「特別の利益の供与が禁止される者」の範囲について、JVAで利益相反の可能性を把握するために申告していただくもの。範囲は候補者ご本人、配偶者、3親等内の親族となる。記載いただく項目及び補足は以下のとおりである。

【記載項目】

- ・所属（現在の所属は兼職届と重複するため、候補者本人は過去のみとしている。）
- ・全株式又は持分の20%以上を保有する法人。
- ・1年あたり10万円以上を受領する法人、団体又は個人。
有償無償を問わない。そのため膨大になる可能性があることから、JVAと利益が相反する可能性があるところに限定し、JVAから取引先一覧を提示する。

なお、推薦時にはあまりに膨大な作業になることを避けること、まず推薦時に作業面で過剰な負担をかけて推薦のし難さにつながらないように、過度にならない情報確認を行うことを基本に考えた。そのことから、兼職における報酬や保有する株式等からの利益など、聞くこともあり得ると三好総合弁護士事務所からはアドバイスをいただいたが、今回の確認書には含めていない。ただし、利益相反の可能性を広く把握するために、年数の縛りや、取引企業内の範囲を設けた中で、下限額を低く設定することとした。

<報告事項>

●今後のスケジュールについて

今後の会議スケジュールについて報告が行われた。

以上